

令和6年度環境省重点施策集

令和5年8月
環境省





【令和6年度要求額 470百万円（70百万円）】

PFASによる健康影響を防止するため、PFASの科学的知見を充実させ、確かな科学的根拠に基づく対策を推進します。

1. 事業目的

総合戦略専門家会議における対応の方向性のとりまとめを受け、約1万物質あるPFASによる環境からの健康影響を未然に防止するため、PFASの暴露評価や有害性に関する科学的知見の集積等を行い、水環境中のPFASの目標値等のあり方等を検討するなど、確かな科学的根拠に基づく対策を推進する。

2. 事業内容

① PFASの暴露評価：

環境中の各媒体（大気、水、土壌）中のPFASの存在状況について、実測（モニタリング）及び排出シナリオ等を踏まえたモデル予測の両面から把握し、ヒトの暴露状況を評価する。

② PFASの有害性評価：

有害性に関する既存の知見の収集整理を進めるとともに、知見が不足している物質について、神経発達、生殖、免疫系に対する影響、発がん性等に関する試験を実施し、それらの知見から有害性を評価する。

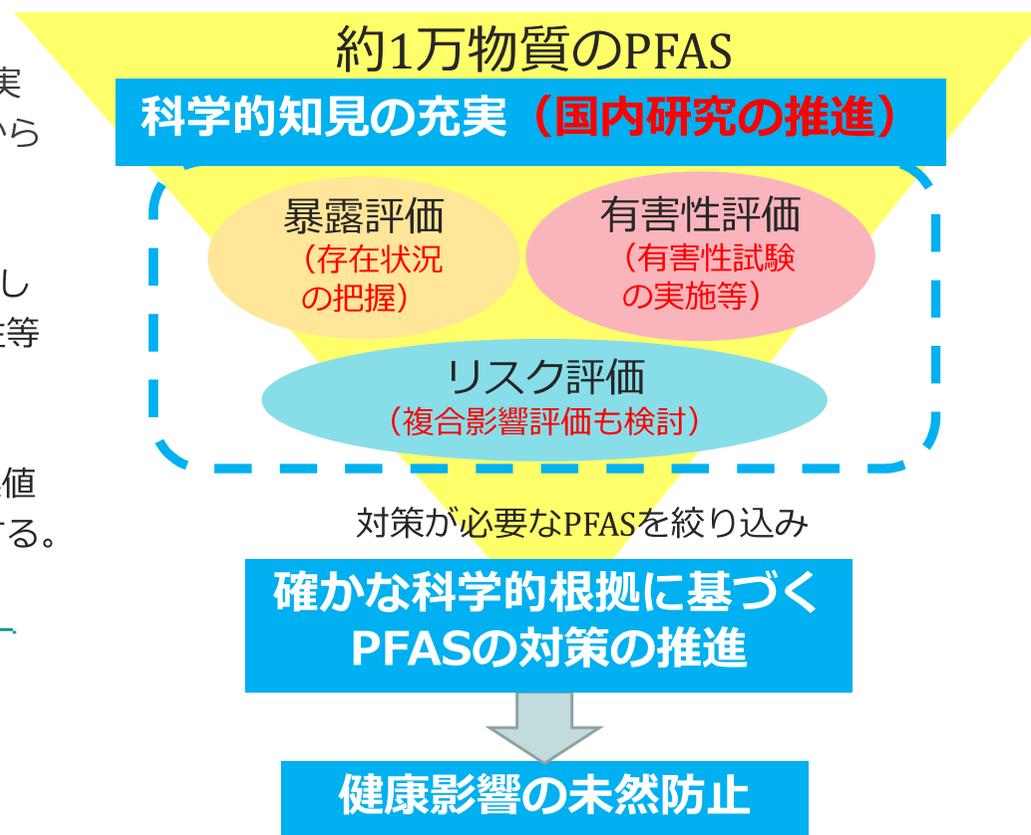
③ PFAS対策の推進：

①、②を踏まえ、PFASのリスク評価を行い、水環境中のPFASの目標値等のあり方等を検討するなど、確かな科学的根拠に基づく対策を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和8年度（第I期）

4. 事業イメージ





諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理のあり方等を検討します。

1. 事業目的

- ① 欧州、米国等の諸外国におけるPFASの規制動向なども参考に、PFASのうち国内での製造・輸入量の多いものを中心に、性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理のあり方を検討する。
- ② スtockホルム条約において残留性有機汚染物質の候補物質となっている物質群について、条約の担保措置を実施するために必要な情報収集を強化する。

2. 事業内容

【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州、米国等の諸外国におけるPFAS規制案について、規制方針の背景となる考え方や物質選定に当たったの考え方、運用の実態等について情報収集を行う。

【PFASの適正管理のあり方検討】

- ・ PFASのうち国内で製造・輸入量の多いもの等を中心に優先度付けを行い、その性状、用途等を把握した上で、排出抑制につながるような適正管理のあり方について検討する。

【第一種特定化学物質指定要件の見直し検討】

- ・ 残留性有機汚染物質に関するStockホルム条約において規制対象候補となっているが、同条約の国内担保措置である化審法第一種特定化学物質への指定要件を満たさないことが見込まれる物質が出現しているため、必要な情報収集を行った上で、指定要件の見直しを検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

- ・ PFASに対する総合戦略検討専門家会議が取りまとめた「今後の対応の方向性」を踏まえた喫緊の対応が必要
- ・ 現行化審法全面施行5年後の総点検・見直しが必要

国内外調査による情報収集

- ・ 欧州REACHや米国の規制案の規制方針の考え方、運用実態等を調査
- ・ 一特指定要件をStockホルム条約に合わせる場合に化審法監視化学物質に及ぼす影響を調査

総PFASの適正管理のあり方検討
PFASの製造・使用の段階で取り得る施策を検討・具体化

第一種特定化学物質指定要件の見直し検討
Stockホルム条約の国内担保を確保するため、一特指定要件の見直しを検討